

○三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領

令和 8 年 7 月 24 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市内で「こどもの居場所」を運営する団体又は個人に対して、物価高騰に伴う経済支援として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等交付規則（昭和 53 年規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、「こどもの居場所」とは、こども食堂、プレーパーク、学習支援教室、フードパントリーのことをいう。

2 前項の「こども食堂」とは、こどもやその家族などに対し無料又は低額で食事や食材を提供する場のこと、「プレーパーク」とは、こどもが主体的に工夫をして遊びを創り出す等、自らの責任において自由に遊ぶことや様々な体験ができる場や機会のこと、「学習支援教室」とは、学習習慣の定着を図る学習教室のこと、「フードパントリー」とは、ひとり親家庭など子育て中で食品支援が必要な家庭を対象に無料で食品を提供する場や活動のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、市内で「こどもの居場所」を運営している、次の各号のいずれにも該当する団体又は個人とする。

(1) 「こどもの居場所」を今後も継続的に運営することを予定し、かつ、その能力を有すると認められること。

(2) 申請年度前年度の活動実績において、実施回数 2 回以上、かつ延べ 5

0人以上の参加があった活動を行ったこと。

- (3) 賠償責任保険に加入していること。
- (4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (5) 営利を目的とした運営を行うものでないこと。
- (6) 政治活動及び宗教活動を行うものでないこと。
- (7) 関係者及び関係団体に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団若しくは暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人がいないこと。
- (8) 関係者及び関係団体に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体の構成員がいないこと。
- (9) 食事等の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理、食中毒予防、食物アレルギーなどの知識を講習等で習得し、こどもの安全に配慮していること。
- (10) こども食堂については、埼玉県草加保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届け出を行っていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、こどもの居場所の運営に要する次に掲げるもの(以下「補助対象経費」という。)とする。ただし、他の補助制度の対象経費としているものを除く。

- (1) 備品の購入に要する経費
- (2) 消耗品の購入に要する経費

(3) 会場等の借用に要する経費

(4) 印刷製本に要する経費

(5) 食材又は食料の購入及び食事の運搬・配送に要する経費

(6) 電気・ガス・灯油などのエネルギー及び上下水道使用に要する経費

(7) 郵便等の通信運搬に要する経費

(8) 研修会等の開催又は参加に要する経費

(9) 賠償責任保険等の加入に要する経費

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 補助対象経費の執行に当たっては、地域経済支援の観点から市内事業者への発注に努めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者ごとに定めるものとし、申請年度の補助対象経費の総額と別表の左欄に掲げる申請年度の前年度の活動実績における参加人数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる補助金の上限額のいずれか低い額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類の添付については、これを要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が必要と認める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（参加見込み人数を記入すること）
 - (2) 収支予算書
 - (3) 運営主体の構成者名簿
 - (4) 「こどもの居場所」での活動内容がわかる資料、写真、パンフレットなど
 - (5) 加入した賠償責任保険の内容がわかるもの
 - (6) 申請年度の前年度の事業実績報告書（開催日、参加人数がわかるもの）
 - (7) こども食堂については、埼玉県草加保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届け出を行っていることがわかるもの
 - (8) 他の補助制度を利用している場合は、その補助内容及び金額がわかるもの（申請中を含む）
- （補助金の交付決定等）

第7条 規則第7条に規定する交付決定通知は、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

- 2 市長は、補助金を補助対象経費に係る事業の完了前に概算払いで交付することができる。ただし、概算払いの金額は、交付決定額の2分の1までとする。

（補助金の請求）

第8条 第7条第1項に規定する決定通知書の交付を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が補助金を請求するときは、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、三郷市「こどもの居場所」

物価高騰対策支援補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績報告書(開催日、参加者数含む)
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 「こどもの居場所」での活動内容のわかる資料、写真、パンフレットなど

2 前項の規定による実績報告書は、事業完了後30日以内に、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第14条に規定する補助金の額を確定したときは、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助金交付決定者へ通知するものとする。

(精算)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定により補助金の額が確定し、交付済みの補助金の額に過不足が生じた場合には、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金精算請求書(様式第6号)を市長に提出し、市長が別に指定する日までに当該過不足を精算しなければならない。

(交付の取消し)

第12条 市長は、規則第9条により交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該取り消しを受けたものに通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 2 4 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に「こどもの居場所」を運営している補助対象者について適用する。

別表（第5条関係）

参加人数	補助金の上限額
50人～200人	200,000円
201人～400人	300,000円
401人以上	400,000円

年 月 日

三郷市長 あて

申請者 氏 名

（団体の場合は名称及び代表者氏名）

住 所

電話番号

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付申請書

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて、下記の通り申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- （1）事業計画書（参加予定者数含む）
- （2）収支予算書
- （3）運営主体の構成者名簿
- （4）「こどもの居場所」での活動内容のわかる資料、写真、パンフレットなど
- （5）賠償責任保険に加入した内容がわかるもの
- （6）前年度の事業実績報告書（開催日、参加者数がわかるもの）
- （7）【こども食堂対象】埼玉県草加保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届け出を行っていることがわかるもの
- （8）【他の補助制度を利用している場合】補助内容及び金額がわかるもの

文書記号第 号

年 月 日

様

三郷市長

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払いとし、年度末に精算する。
概算払いの金額は、交付決定額の 2 分の 1 までとする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

三郷市長 あて

申請者 氏 名

（団体の場合は名称及び代表者氏名）

住 所

電話番号

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第8条の規定により下記の通り請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 口座の種類 普 通 ・ 当 座
- (4) 口座番号
- (5) 口座名 (フリガナ)
名 義

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

三郷市長 あて

申請者 氏 名

（団体の場合は名称及び代表者氏名）

住 所

電話番号

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金に係る事業について、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第9条の規定により、下記の通り関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績額 | 金 | 円 |
| 3 | 関係書類 | | |

- （1）事業実績報告書（開催日、参加者数がわかるもの）
- （2）収支決算（見込）書
- （3）領収書等の写し
- （4）「こどもの居場所」での活動内容のわかる資料、写真、パンフレットなど

文書記号第 号

年 月 日

様

三郷市長

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金について、下記のとおり確定しましたので、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第 1 0 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付済額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |
| 4 | 精算方法 | | |

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

三郷市長 あて

申請者 氏 名

（団体の場合は名称及び代表者氏名）

住 所

電話番号

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金精算請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金について、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第11条の規定により下記の通り精算します。

記

補助金請求額（差額） 金 円

交付済額 金 円

確定額 金 円

振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 口座の種類 普 通 ・ 当 座

(4) 口座番号

(5) 口座名 (フリガナ)

名 義

文書記号第 号

年 月 日

様

三郷市長

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金について、下記のとおり決定を取り消しますので、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領第12条の規定により通知します。
なお、補助金が交付済みの場合、補助金の返還を求めます。

記

1 補助金の決定を取り消します。

(1) 取消の理由

☐虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定または補助金の交付を受けたため

☐補助事業を中止又は廃止したため

☐不作為等により事業が計画どおり進捗していないと認められるため

2 補助金の返還額 金 円

※ 年 月 日交付済み三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金の返還金として

申請者確認リスト

申請時確認事項	チェック
①「こどもの居場所」を継続的に運営することを予定し、かつ、その能力を有すると認められること。	
②申請年度前年度の活動実績において、実施回数2回以上、かつ延べ50人以上の参加があった活動を行ったこと。	
③賠償責任保険に加入していること。	
④公序良俗に反する活動を行っていないこと。	
⑤営利を目的とした運営を行うものでないこと。	
⑥政治活動及び宗教活動を行うものでないこと。	
⑦関係者及び関係団体に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団若しくは暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人がいないこと。	
⑧関係者及び関係団体に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体の構成員がいないこと。	
⑨食事等の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理、食中毒予防、食物アレルギーなどの知識を講習等で習得し、こどもの安全に配慮すること。	
⑩【こども食堂のみ】 こども食堂については、埼玉県草加保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届け出を行っていること。 （例：飲食店営業許可の届出、子ども食堂届、臨時出店届等）	
⑪この補助金は国から物価高騰対策に関する交付金を受けた令和8年度の時限的措置であることを理解していること。	

☐上記の内容に相違ありません

年 月 日

団体名

氏名